

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【公開番号】特開2014-158449(P2014-158449A)

【公開日】平成26年9月4日(2014.9.4)

【年通号数】公開・登録公報2014-047

【出願番号】特願2013-31141(P2013-31141)

【国際特許分類】

A 01 C 11/02 (2006.01)

【F I】

A 01 C 11/02 303C

【手続補正書】

【提出日】平成26年8月27日(2014.8.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受けた移植植物を圃場に植付ける移植具(20)を機体側面視でループ状の下端軌跡(A)に沿って昇降可能に備える移植機において、

上記移植具(20)の付着泥土を搔取るための弾性部材による左右のスクレーパ板(122, 122)をそれぞれの外側部を支持部(122a, 122a)として上記移植具(20)の左右側部に配置するとともに、それぞれの内側部に互いに対向して下端軌跡(A)の下降軌跡及び上昇軌跡の双方で接する接触部(122c, 122c)を形成したことを特徴とする移植機。

【請求項2】

前記左右の支持部(122a, 122a)を個別に支持する左右のスクレーパアーム(123, 123)を設け、左右のスクレーパアーム(123, 123)を可動支持した上で内側方向に付勢するスプリング(126)を設けたことを特徴とする請求項1に記載の移植機。

【請求項3】

前記左右のスクレーパアーム(123, 123)を前後方向に長く形成し、その一端を縦支軸(124)によって軸支し、前記左右のスクレーパ板(122, 122)の各支持部(122a, 122a)から接触部(122c, 122c)まで下降する傾斜部(122b, 122b)をそれぞれ形成し、各傾斜部(122b, 122b)を上記縦支軸(124)からの距離に応じて急傾斜に形成してなることを特徴とする請求項2に記載の移植機。

【請求項4】

前記縦支軸(124)を左右方向に位置調節可能に支持する取付フレーム(125)を、縦支軸(124)よりも前側又は後側に設け、スクレーパアーム(123, 123)が取付フレーム(125)の前後にわたって延びる構成としたことを特徴とする請求項3記載の移植機。

【請求項5】

前記移植具(20)の両側部に覆土具(37)を支持する覆土具フレーム(39)を前後方向に向けて配置し、その一端を左右方向に延びる回動支点軸(38)に沿って位置調節可能に軸支し、この覆土具フレーム(39)の回動上限より高位置に前記スクレーパア

ーム（123，123）を配置したことを特徴とする請求項2～請求項4のいずれかに記載の移植機。

【請求項6】

前記縦支軸（124）を前記左右のスクレーパアーム（123，123）の前端に配置したことを特徴とする請求項3又は請求項4に記載の移植機。

【請求項7】

前記ループ状の下端軌跡（A）の上端より上方に前記スクレーパ板（122，122）の上端を配置したことを特徴とする請求項1～請求項6のいずれかに記載の移植機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1に係る発明は、受けた移植植物を圃場に植付ける移植具（20）を機体側面視でループ状の下端軌跡（A）に沿って昇降可能に備える移植機において、上記移植具（20）の付着泥土を掻取るための弾性部材による左右のスクレーパ板（122，122）をそれぞれの外側部を支持部（122a，122a）として上記移植具（20）の左右側部に配置するとともに、それぞれの内側部に互いに対向して下端軌跡（A）の下降軌跡及び上昇軌跡の双方で接する接触部（122c，122c）を形成したことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項2に係る発明は、請求項1に係る発明において、

前記左右の支持部（122a，122a）を個別に支持する左右のスクレーパアーム（123，123）を設け、左右のスクレーパアーム（123，123）を可動支持した上で内側方向に付勢するスプリング（126）を設けたことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項6に係る発明は、請求項3又は請求項4に係る発明において、前記縦支軸（124）を前記左右のスクレーパアーム（123，123）の前端に配置したことを特徴とする。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項6に係る発明によれば、請求項3又は請求項4に係る発明の効果に加え、左右のスクレーパアーム（123，123）をその前端で支持することにより、移植具（20）を含む支持部を前側に集中して植付けた移植植物との干渉を招くことなく合理的に構成することができる。また、下端軌跡（A）の上昇行程が縦支軸（124）から離れる側（後側）となるから、移植具（20）の上動時の付着泥土の除去作用を向上することができる。